

# 定 款

## 第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、インフォメティス株式会社と称し、英文では、Informetis Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) エネルギーデータ測定用機器の企画、開発、製造、販売、修理、輸出入及び賃貸
- (2) エネルギーデータの測定、提供、分析及び販売
- (3) エネルギーデータマネジメントサービスの提供
- (4) エネルギー需要予測及びエネルギー需要コントロールサービスの提供
- (5) エネルギー及びその関連商品の取引仲介及びマーケットプレイスの運営業務
- (6) エネルギー及びその関連商品の供給及び販売
- (7) エネルギー使用者の行動分析及び分析情報の販売
- (8) 上記データを活用したマーケティング及びコンサルティング業務
- (9) 建築・土木・電気・電気通信・管工事並びに計装工事の設計、管理、請負及び各種資材、機械器具の販売、施工
- (10) 発電事業
- (11) 電気機器、電気用品及び電気製品等の商品、サービスの企画、開発、製造、販売、修理、輸出入及び賃貸
- (12) インターネット等を通じた商品取引
- (13) 損害保険の代理業、生命保険の募集に関する業務及び少額短期保険の募集に関する業務
- (14) ソフトウェア及びサービスの企画、開発、販売
- (15) 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会

- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、15,340,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己株式の取得)

第9条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第 11 条 当会社の株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第 12 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

2. 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して基準日を定めることができる。

第 3 章 株主総会

(株主総会の招集)

第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は隨時必要に応じてこれを招集する。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示及びみなし提供)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。

(株主総会議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録する。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

#### 第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第19条 当会社の取締役は、8名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって、取締役の中から代表取締役を1名以上選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、代表取締役の中から社長1名を選定し、その他必要があるときは、取締役の中から役付取締役若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び監査役に対して発する。  
ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに署名もしくは記名押印または電子署名する。

(取締役会規則)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(員数)

第31条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第34条 監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第35条 監査役会の招集通知は、監査役会の日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議方法)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

(監査役会議事録)

第37条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに署名もしくは記名押印または電子署名する。

(監査役会規程)

第38条 監査役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第 39 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 40 条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当会社は、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 41 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 42 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 43 条 会計監査人の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益は、代表取締役が監査役会の同意を得てこれを定める。

## 第 7 章 計算

(事業年度)

第 44 条 当会社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 45 条 当会社は、会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めること

ができる。

(剰余金の配当の基準日)

第46条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。
3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第47条 剰余金の配当が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

附 則

(取締役及び監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当会社は、取締役会の決議によって、2022年6月開催の第9期定時株主総会終結前の取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(電子提供措置等の効力発生日)

第2条 2024年8月14日開催の臨時株主総会の決議による第18条（電子提供措置等）の新設は、当会社が振替株式（社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替株式）を発行する会社となった日から効力を生ずるものとする。

2. 本条は前項の効力発生日経過をもって、これを削除する。